

神奈川県大学バレーボール連盟規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本連盟は、神奈川県大学バレーボール連盟と称する。

第2条（所在地）

本連盟の所在地は、神奈川県厚木市森の里若宮9番1号、松蔭大学内とする。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本連盟は、神奈川県下にある大学相互の親睦とバレーボールの技術の向上及び普及発展を図り、スポーツ文化の高揚に努めることを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）加盟校競技会を年2回開催する。
- （2）その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 加盟及び登録

第5条（加盟校）

本連盟は、神奈川県所在の学校教育法による大学及びこれに準ずる大学のバレーボール部で、本連盟に登録をした部をもって構成する。

なお、一つの大学で男子、女子の部を加盟させるときはそれぞれ独立した部とする。

第6条（加盟、脱退）

本連盟の加盟、脱退には、運営委員会の同意を必要とする。

第7条（加盟、登録）

- （1）本連盟に新たに加盟した大学は、加盟料を納入しなければならない。
- （2）本連盟の加盟校は、毎年所定の登録料を納入しなければならない。
- （3）加盟料、登録料、大会参加料の額は運営委員会で定める。

第4章 役 員

第8条（役員）

本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）理事長 | 1名 |
| （4）（副理事長） | 1名 |
| （5）理事 | 若干名 |
| （6）監事 | 2名 |
| （7）学連委員長 | 1名 |

(8) 学連副委員長（うち1人は事務局長） 2名

(9) 学連会計 1名

第9条（会長）

(1) 会長は理事会において推薦し、運営委員会において承認する。

(2) 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

第10条（副会長）

(1) 副会長は理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。

第11条（理事長及び副理事長）

(1) 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

(2) 理事長は運営委員会並びに理事会の決議及び会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。

(3) 本連盟の代表として、理事長または理事長の指名する者を（一般財団法人）神奈川県バレーボール協会加盟団体代表委員に推薦する。

(4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の時は理事長の職務を代行する。

第12条（理事）

(1) 理事は各加盟大学が推薦し、会長が委嘱する。なお、会長推薦の理事を置くことができる。

(2) 理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第13条（監事）

(1) 監事は理事会が推薦し、運営委員会において選任される。

(2) 監事は本連盟の会務・財産の状況を監査すると共に、運営委員会又は理事会に対し監査結果を報告する。

第14条（学連委員会）

学連委員会に次の役員を置く。

(1) 学連委員長は学連委員の互選により選出され、学連副委員長、学連事務局長及び学連会計は学連委員長が推薦し、会長がこれを委嘱する。

(2) 学連委員会役員は、学連委員会を代表し、運営委員として運営委員会に出席し本連盟の運営に貢献する。

第15条（その他）

(1) 役員には名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

(2) 名誉会長・顧問・参与は、本連盟の運営について会長の問に応ずる。

第16条（役員の任期）

(1) 役員の任期は2年とし、学生役員については1年とする。ただし、再任は妨げない。

(2) 欠員補充により就任する役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第5章 会 議

第17条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

(1) 評議会

(2) 運営委員会

(3) 理事会

(4) 学連委員会

(5) 専門委員会

第18条 (評議会)

理事会と学連委員会で構成され、本連盟の最高決議機関とする。

第19条 (運営委員会)

- (1) 運営委員会は会長・副会長・理事長・副理事長・学連正副委員長・学連会計及び各専門委員長をもって組織される。
- (2) 運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集し、議長となる。

第20条 (運営委員会の議決)

- (1) 運営委員会は、委員の過半数をもって成立する。ただし、運営委員会議事につき書面を以て委任状を提出したものは出席とみなす。
- (2) 運営委員会の議決は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第21条 (運営委員会の議決事項)

運営委員会において下記の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 競技会の開催場所、運営方法
- (4) 本連盟の規約の改正、規定
- (5) その他、本連盟の事業に関する重要事項で本委員会が必要と認める事項

第22条 (理事会)

- (1) 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事及び監事をもって組織される。
- (2) 理事会は本連盟の重要事項に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を運営委員会の議会に委ねる。
- (3) 理事会は、通常年2回、会長が召集し議長となる。

第23条 (学連委員会)

- (1) 学連委員会は加盟校を代表する学連委員をもって組織される。
- (2) 学連委員会は、加盟校から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を運営委員会に提議する。
- (3) 学連委員会は随時、委員長が召集し議長となる。
- (4) 学連委員会には必要に応じて運営委員が出席することができる。

第24条 (専門委員会)

- (1) 本連盟に次の専門委員会をおくことができる。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 強化委員会
 - (ハ) 競技委員会
 - (ニ) 審判委員会
- (2) 各専門委員会の委員長は理事会の推薦により、また副委員長は学連委員会の推薦により、会長が委嘱する。また、各委員は各委員長の推挙により理事会が審議の上推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 各専門委員会の委員の任期は2年間とし、学生委員は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 各専門委員会の所管事項は次の通りにする。
 - (イ) 総務委員会は、本連盟の業務遂行に関わる庶務、予算の編成・執行、予算等の経理、会員の資格・登録に関する事項、広報業務及び、その他いずれの委員会にも属さない事項を所管する。

(ロ) 強化委員会は、本連盟加盟チーム及び選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を所管する。

(ハ) 競技委員会は、本連盟主催の競技会における競技計画の作成・実施及び各種記録の整理・管理をする。

(ニ) 審判委員会は、競技会における審判員の編成及び審判員の育成を所管する。

第25条（議事録）

本連盟のすべての会議は、議事録を作成の上保存すると共に、本連盟の役員あるいは大学からの要請があった場合には閲覧を供さなければならない。

第6章 会 計

第26条（会計年度）

本連盟の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第27条（資産）

本連盟の資産は次の収入により成るものとする。

- (1) 本連盟への加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

第28条（収支予算及び決算）

- (1) 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、運営委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は会計担当理事（理事長）の責任において、正確に記帳・保管され、監事の監査、理事会の審議を経て、運営委員会で承認される。

第7章 補 則

第29条（規約の改正・変更）

本規約は理事会の審議を経て、運営委員会、評議会の決議により改廃することができる。

第30条（登録費および大会参加料）

登録費10,000円、大会参加費7,000円とする。

付 則

本規約は平成9年4月1日より改正施行する。

本規約は平成27年12月1日より改正施行する。

本規約は令和7年6月9日より改正施行する。